保育所入所選考調整点数表

		保護者の状況等	調整 点数
加点	1	生活保護世帯	+4
	2	ひとり親世帯(祖父母と同居の場合)	+ 3
	3	ひとり親世帯(祖父母と別居の場合)	+4
	4	3人以上の多子世帯	+1
	5	父母のどちらかが単身赴任である世帯	+1
	6	利用希望児童が障害を有する場合	+2
	7	同居の家族(父母・兄弟姉妹・祖父母)が障害を有する場合	+2
	8	兄弟姉妹が同じ保育所に入所中の場合	+4
	9	兄弟姉妹が別の保育所に入所中の場合	+3
	10	兄弟姉妹(多胎児を含む。)が同一の保育所等を同時に申し込む 場合	+2
	11	保育の実施対象年齢の制限等により保育の実施の継続ができない 場合で、引き続き保育所での保育の実施を希望し、申し込みをす る場合	+3
	12	育児休業明け・産休明けの場合	+3
	13	育児休業復帰に兄弟姉妹併せて同時に申し込む場合	+2
	14	父又は母が保育士,保育教諭,幼稚園教諭として勤務又は勤務予 定である	+ 3
	15	一時預かり・認可外保育施設入所等を常態としている場合	+2
	16	前年度から1年以上にわたって待機中の場合	+1
	17	転居等により、転所が特に必要であると認められる場合	+1
	18	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+2
	19	児童福祉の観点から,特に保育所に入所の必要性が高いと判断し た場合	+1
減点	20	同居の親族が65歳未満で求職中などの場合	-2
	21	保育所等開所時間外での就労の場合(保育所等開所時間内での就 労時間が 4 時間未満の場合)	-2
	22	兄弟姉妹を家庭内で保育している場合	-2
	23	在園児がいるが求職中の場合	-2
	24	正当な理由なく保育料を滞納し、滞納した保育料を納入する意思 がない者	-3
	25	書類の不備等により正確な審査が行えないもの(同居の親族分を 含む。)	-3

(備考)

- 1 2と3,8と9と10,10と13,12と15はいずれか1つ適用可とする。
- 2 10は、転所を希望する場合は適用外とする。
- 3 13は、育休延長に伴って退所となり、その後、育休復帰時に兄弟姉妹同時に申し込む場合に、退所となった兄姉のみ適用する。